

中央会

組合活性化情報



2006.3
No.497

わかやま

平成18年度税制改正の概要

新規加入組合の紹介

今月のトピックス「勝浦のマグロ祭!」

くみあい元気ルポ

～新宮木材協同組合～

No.497

2006.3

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
● ~勝浦マグロ祭り!~	
ステップアップ講座	2
● 「マーケティングと顧客心理」PART	
シニアパワーの活用	5
施策情報	6
● 平成18年度税制改正	
● グリーン物流パートナーシップ推進事業	
● 電話機器等リース販売対応策について	
● 保証料率が弾力化~信用保証協会~	
平成17年度新規加入組合	16
会員だより	20
● ~テクノフォーラム~	
くみあい元気ルポ	21
● ~新宮木材協同組合~	
中央会だより	22
● わかやまテクノビジネスフェア	
● モデル組合事業実施	
● 第2回活性化情報編集委員会	
全国先進組合事例	24
地域の就職支援活動	27
情報連絡員報告	28
共済制度のご案内	30

今月のトピックス



旬のまぐろづくしイベント！！

～まぐろ祭り～ 勝浦魚商協同組合

2月25日（土）勝浦漁業協同組合魚市場において、「まぐろ祭り」が開催されました。

今回で12回目となるこのまつりは、観光客の方々に、「まぐろの町」那智勝浦をPRしようと、観光協会などで行く実行委員会が主催、組合が協賛しています。

勝浦魚商協同組合による生鮮まぐろ即売市では、水揚げされたばかりのまぐろが豪快にさばかれ、市価より3割以上安いとあって、飛ぶように売れていました。

また、まぐろ汁やカブト焼き、中落ちの振り舞いコーナーには、長蛇の列ができていました。

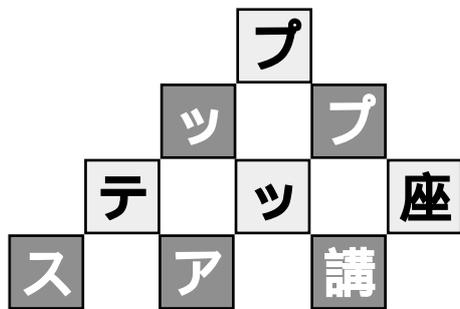
勝浦魚商協同組合の濱田理事長に話を聞くと、「まぐろ祭りを目当てに、これだけ大勢の観光客の方々に来て頂いたのも、このことが町の活性化につながれば。このイベントはできるだけ続けていきたい」と話されていました。

当日はその他、まぐろ一頭造りやまぐろ重量当てクイズ、オリジナル料理のまぐろうどん販売などが行われ、活気溢れる市場を舞台に、まさにまぐろ一色の1日となりました。



勝浦魚商
協同組合
TEL0735-
52-0629

「マーケティングと顧客」



【値段だけのチラシまで...】

ちまたには特売の嵐が吹き荒れています。売り出しの当日には、溢れんばかりの折込みチラシが新聞に挟まります。チラシをめくってみると、大体は赤札のセ

ール品ばかり...中には値段ばかりで商品の写真が無いチラシまで見受けられます。このような販促チラシで、顧客は集まりますが、反面、困った現象も覚悟しないといけません。それは...

『顧客満足』で売上アップ！

“安売り”が与える“顧客満足”には限界がある

“顧客満足”は小売業やサービス業にとって、とても重要なテーマであり、是非とも励行していただきたいものです。しかし、あまり“顧客満足”の本質を学ばず、安易に“価格”つまり“安売り”での“顧客満足”に走ろうとすると、大きなリスクを抱えてしまいます。

【事例】

先日ディスカウントストアで、ビール24缶を特価で購入し、「安い！」と有頂天になって自宅に戻りました。

すると家人が「もっと安く売っている店がある」とチラシを見せてくれました。私は、「もうあそこの店では買わない」と落胆して、その店でビールを購入したことを後悔し、またその店に不満を覚えました。

このようなことは、どこの家庭でも多少なりとも見受けられる光景です。事例の前段で、私は、『安く購入できた』という“満足（達成感）”を感じています。この時点では、小売店側の提供する安売りサービスは、私に対し“顧客満足”を提供することに成功しています。

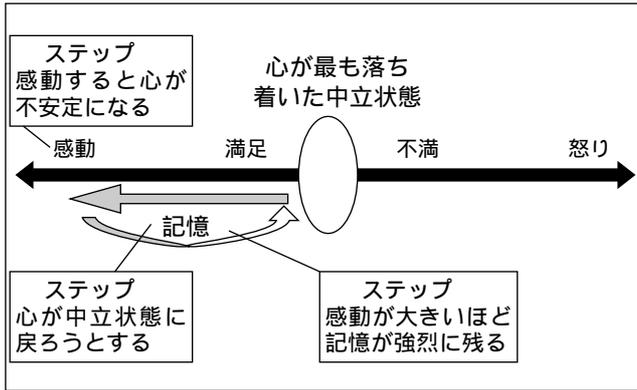
しかし、事例の後段では、まったく逆の“不満”を私は感じています。それは、家人が私に見せたチラシのように、今以上に安い価格で販売するお店を見つけると、今まで購入していたお店の魅力が一気に色褪せ、逆に不満の対象となってしまうからです。安売り

という“顧客満足”のみを店側が安易に追究した結果であり、価格競争で敗れていく小規模小売店が、後を絶たないという理由にもなっているのです。

今はモノが売れない時代です。小売店は、さまざまな努力を行って、なんとか売上を確保しようとしています。しかし、このような時代だからこそ、体力のない小規模小売店が、チラシを撒いて安売りをする価格競争を行うことはとても危険です。すぐ値引きの限界に達してしまい、かえって顧客から不満の対象とされてしまいます。もっと顧客の心理に与える効果を多方面から検討し、顧客の期待するサービス以上の価値あるサービスを提供することが必要となっているのです。

顧客の期待する以上のサービスを提供する

一般に顧客は、「こうであつたらいいな」と『期待するサービス』より、一層充実した『実際のサービス』を受けると満足して、次回からも来店するようになります(図)。しかし『期待するサービス』より『実際のサービス』の満足度が低いと顧客は「なんだ...こんなものか」と落胆し、次からは利用してくれません(図)。一方『期待するサービス』と『実施のサービス』の満足度が同等だと、とりあえずは利用してくれるのですが、他に良いサービスをしてくれるお店があると顧客はそちらに逃げてしまいます(図)。



人は“満足”を突き抜けて“感動”すると、心が平穏な状態から一変して、不安定な状態になります（ステップ）。みなさんも“感動”すると胸がドキドキしたり、“じ～ん”と心が暖かくなったりする時がありますね。そしてこの活発になった心理状態では、心にかかる負担が大きくなるため、自然と心のドキドキを中立状態に戻そうとします（ステップ）。その時、人は感動の場면을鮮明に記憶してしまいます（ステップ）。簡単な“満足”程度のことでは、数日で忘れてしまいますが、心より“感動”したことは何時までも色あせず心に残ることとなります。みなさんもお経験がありませんか？昨日の夕食の献立は忘れてしまったけど（満足だけの状態）、1年前に行楽地で家族と食べた楽しい食事（感動を伴った状態）は、料理の味まで憶えていたりすることを…。

このように顧客を“感動”させるサービスを行うと、その光景は、好意的な内容とともに鮮明に顧客の記憶に刷り込まれますので、顧客は、いつまでも好意的な気持ちを抱くようになり、その店に好んで足を運ぶ常連客となることでしょう。

顧客を“感動”させることが、お店のファンを増やすというメカニズムはこれでわかりました。では、この“感動”は、どのようにしたら顧客に提供できるのでしょうか？

“感動”を与えるためには、取り立てて過酷な訓練を必要とするものではありません。顧客の視点にたった『もてなしの心』で、対応することが“顧客感動”の最も近道となるでしょう。

【事例】

ある家電販売店(個人経営)では、電化製品の据付などでご老人の家庭に出向くと、電化製品以外で困ったことがないかを必ず伺うそうです。「屋根の瓦が飛んだ」などの問題にも、知り合いの業者を紹介して工事にも立ち会うので、ご老人からは、とても喜ばれています。

【事例】

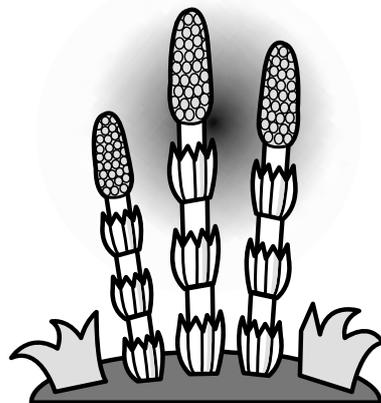
ある自動車整備の会社では、お客様から預かる車に専任担当者を決め、整備受付時など、修理担当も同席して、挨拶や説明をするようにしています。預かった車を丁寧に扱う姿勢に感動するお客様も少なくないそうです。

【事例】

ある会社の修理担当者は、家庭に出向いて商品の修理代金を頂戴する際に、必ず新品の封筒から折り目のない新札を出して、お釣りを渡すそうです。普段、気にも留めないお釣りにまで、こまめな心遣いが感じられ、顧客は安心して次回もその担当者を指名するそうです。

いかがでしたか？

3回にわたり、マーケティングと顧客心理について見てきました。少しでもみなさまのお役にたてる内容がありましたら幸いです。



ヒトアパワーの活用

65歳雇用 導入プロジェクト

高年齢者雇用安定法改正の概要

平成25年4月までに65歳までの雇用が全ての企業に義務づけられました。
雇用確保義務は、平成18年4月1日より平成25年4月1日までに段階的に雇用義務年齢を引き上げる必要があります。
定年の定めをしている事業者については、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、以上のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。



Q & A

Q 平成18年3月31日以前に60歳定年で退職となった者を、その後、1年契約で継続雇用した場合、改正高年齢者雇用安定法施行時には、この者は61歳となっていますが、その場合は、この者も対象とする制度を導入しなければ、改正高年齢者雇用安定法違反となるのですか。

A 改正高年齢者雇用安定法第9条は、定年の対象となり離職することとなる高年齢者を対象とした継続雇用制度の導入等の措置を平成18年4月1日以降講ずることを義務付けているものであることから、平成18年4月1日前に定年に達した者を対象としないことは改正高年齢者雇用安定法違反とはいえません。

問 い
合 わ
せ
相 談
先

65歳雇用導入プロジェクト

TEL : 073-431-0852 FAX : 073-431-4108

E-mail : info@chuokai-wakayama.or.jp

《平成18年度税制改正》

中小企業関係税制改正の概要

平成17年12月 経済産業省・中小企業庁

1. 同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し（法人税）

同族会社の留保金課税について、対象となる法人を同族関係者1グループで株式等50%超保有の会社のみ
に限定し、残る同族性の高い対象法人についても、内部留保に対する控除額を大幅に引き上げることに
より、平均並の配当を行えば課税されなくなる抜本改正を行い、中小企業に不可欠な内部留保の充実を図る。

改正の概要

[現行制度]

対象法人：同族関係者3グループで株式等50%超保有

留保控除（以下の最も多い額）

所得基準：所得等 × 35%

定額基準：1500万円

積立金基準：資本金 × 25% - 利益積立金

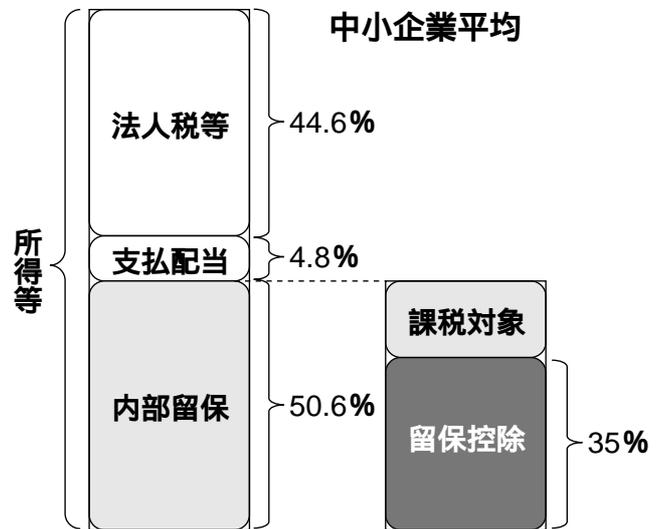
不適用措置

設立後10年以内の中小企業者

中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業

自己資本比率50%以下の中小法人

税額 = [所得等 - (法人税等 + 支払配当) - 留保控除]
× 税率 (10 ~ 20%)



[改正後]

対象法人：同族関係者1グループで株式等50%超保有

留保控除（以下の最も多い額）

所得基準：所得等 × 50%

(大企業は所得等 × 40%)

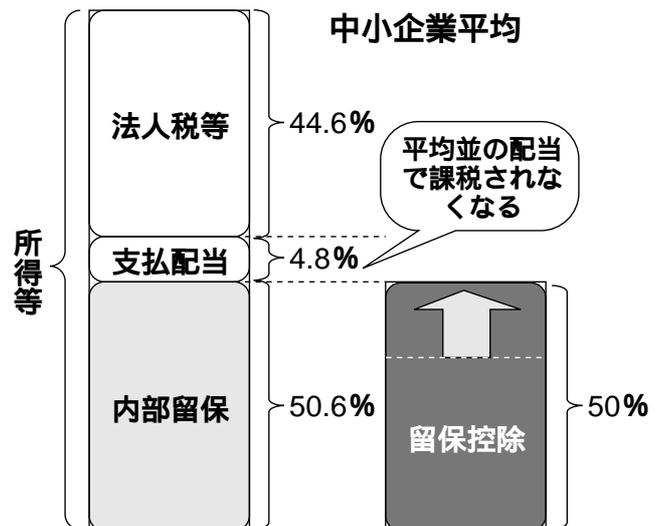
定額基準：2000万円

積立金基準（変更なし）

自己資本比率基準：自己資本比率30%到達ま
での額（中小法人のみ）

不適用措置

中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認
企業



< 改正の効果 >

課税対象の限定、留保控除の大幅引上げにより、中小企業にとって不可欠な内部留保の
充実が図られる。

2. 役員給与の損金算入のあり方の見直し（法人税）

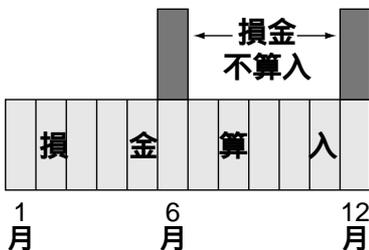
来年5月施行の新会社法において、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化され、一方で最低資本金要件の撤廃等により個人事業者が法人形態を選択することが容易化。このため、従来損金算入が認められていなかった臨時給与（ボーナス）について、あらかじめの定めがあれば損金算入を認めることとする一方、実質一人会社（低所得の会社等を除く）について、節税目的の法人成りを抑制する観点から損金算入方法を適正化する。

改正の概要

(1) いわゆる定期定額要件の緩和

〔現行〕

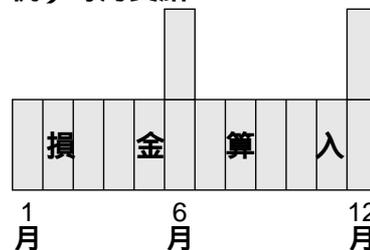
一月以内の期間を単位として、定期的に同一の額を支給する役員給与を損金算入



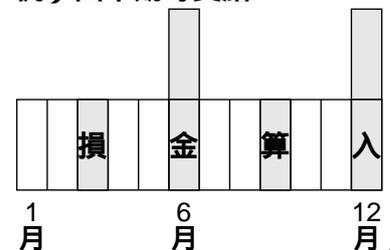
〔改正後〕

あらかじめの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員給与を損金算入（年2回のボーナス等）

例) 毎月支給



例) 四半期毎支給



あらかじめの定めがあれば損金算入可能

(2) 実質一人会社の社長報酬の損金算入に係る適正化

〔現行〕

個人事業者が法人形態をとれば、オーナー社長報酬につき、法人段階で損金算入、個人段階で給与所得控除が利用可能（「経費の二重控除」）。新会社法で最低資本金要件等が撤廃、節税目的の法人成りが容易化。

〔改正後〕

実質一人会社のオーナー社長報酬につき、給与所得控除相当分を、法人段階で損金不算入とする。

同族関係者で株式の90%以上保有し、常務に従事する役員を過半を占める会社

適用除外： 所得（課税所得とオーナー社長報酬の合計額）が800万円以下の場合、 所得3000万円以下で、社長報酬の占める比率が1/2以下の場合

< 改正の効果 >

中小企業のニーズに応じた役員給与の支給、節税のための法人成りの抑制が可能となる。

3. 中小企業投資促進税制の拡充・延長（法人税、所得税、住民税）

中小企業は我が国の構造改革を担う雇用・産業の原動力。依然として厳しい経済環境の中、モノ作り基盤技術を担う企業など意欲ある中小企業の設備投資の活性化を図ることが引き続き不可欠。このため、中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、ソフトウェアを対象に追加するなどの拡充を行った上で中小企業投資促進税制を延長する。

改正の概要

以下の拡充を行った上で、2年間延長（税額控除7%、特別償却30%）。

ソフトウェアを対象に追加

中小企業の生産性向上に資するソフトウェア投資が大企業に比べ不十分であること等を踏まえ、ソフトウェアを対象に追加。

[生産性向上に寄与するソフトウェア投資の例]

<CAD/CAMソフト(コンピュータ設計・製造支援):金属加工業等>

[課題]

多品種少量生産のため、試作品製造に相当のコスト・時間が必要。

[効果]

コンピュータ上で作業を進めることにより、実際に製造する試作品数の削減と部品数の削減が可能となり、コスト削減・納期短縮に成功。

<運行管理ソフト:運輸業>

[課題]

乗車率の向上や空車両の減少による経費削減。

[効果]

コンピュータ上で配車予約、乗務員別、車両別の売上集計が可能となるほか、乗務員の日報作成・請求書作成が迅速化し、大幅な業務効率の向上を達成。

器具・備品の対象品目の拡充

中小企業の生産性向上に資する情報化投資を支援するため、器具・備品の対象品目を見直し、従来からの対象品目である電子計算機に加え、デジタル複合機を追加。

【延長後の対象設備等】

- (1) 全ての機械・装置
- (2) 「電子計算機」「デジタル複合機」の器具・備品2品目
- (3) ソフトウェア
- (4) 普通貨物自動車(車両総重量3.5ト以上)
- (5) 内航船舶(取得価額の75%が対象)

<改正の効果>

ソフト・ハード両面からの情報化投資をはじめとして、中小企業の前向きな投資を後押しする本税制により、中小企業の設備投資が活性化され、生産性の向上が図られる。

4. 中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長(法人税、所得税)

わが国経済の活性化には、地域経済や雇用の担い手である中小企業の活発な経済活動が不可欠。中小企業の事務負担を軽減するとともに、小規模企業を中心に設備投資を促進する効果を有する30万円未満の少額減価償却資産の損金算入特例の延長を行う。

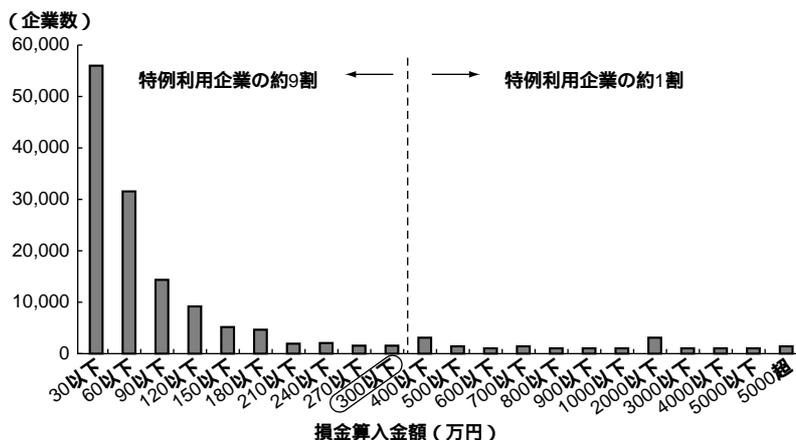
改正の概要

平成15年度改正で創設された少額減価償却資産の損金算入特例(資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入(即時償却)を認める制度)について、特例の適用対象となる損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間延長する。

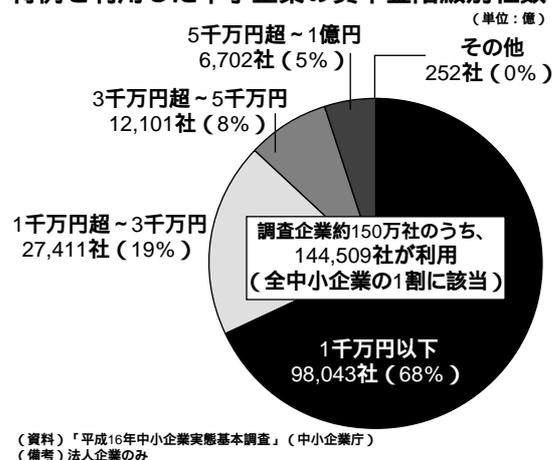
特例利用企業の約9割は年間損金算入額300万円以下

- ・中小企業の約1割が本措置を活用。そのうち資本金1千万円以下の小規模企業が約7割を占めており、小規模企業に積極的に活用されている。

少額減価償却資産特例の利用企業分布 (資本金1億円以下の法人企業)



特例を利用した中小企業の資本金階級別社数



< 改正の効果 >

本措置が延長されることにより、中小企業の事務負担の軽減に資するとともに、小規模企業を中心に設備投資が促進される。

5. 産業競争力のための情報基盤強化税制の創設(法人税、所得税、住民税、事業税)

部門や企業を越えた情報資産の共有・活用及び情報セキュリティ対策は未だ不十分。このままでは、競争力の低下及び社会全体の情報セキュリティリスクが顕在化するおそれ。したがって、情報セキュリティを確保しつつ競争力を強化するための新税制を創設する。中小企業については、その実態に応じた投資をサポートすべく、年間投資額要件を低く設定するとともに、リースの適用を認めることとする。

制度の概要

情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するための税制上の措置を講ずる。(税額控除(10%)又は特別償却(50%)の選択適用)

【対象投資の内容】

OS 及びこれと同時に設置されるサーバー

データベース管理ソフトウェア 及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
ファイアウォール (または と同時に取得されるものに限る)

ISO / IEC15408に基づいて評価・認証されたもの。

(注1) 年間投資額：資本金1億円以下300万円以上(資本金10億円以上：1億円以上、資本金1億円超10億円以下：3,000万円以上)

(注2) 資本金1億円以下の法人については、リース投資も税額控除の対象。(リース費用の総額：420万円以上)

(注3) 適用期限は2年間。

(注4) 税額控除について、法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。

< 改正の効果 >

高度な情報セキュリティが確保された情報システムの導入により、企業の部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、抜本的に国際競争力を強化する。

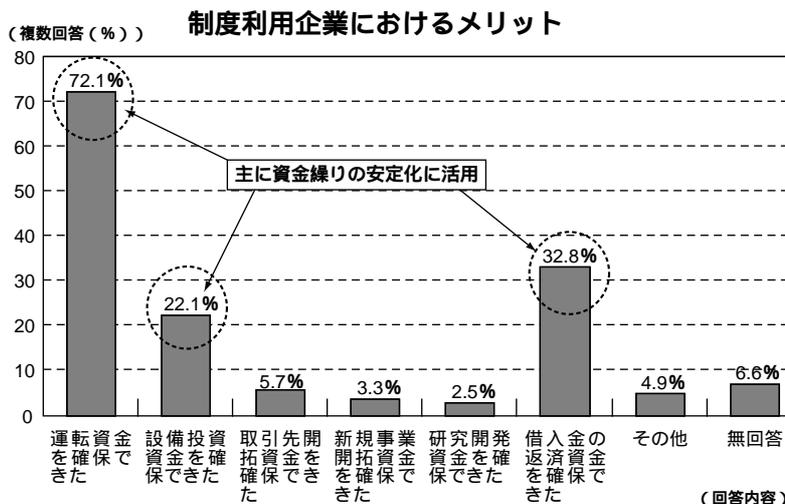
6. 創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻し還付措置の延長（法人税）

我が国経済を活性化するため、新産業・新事業の創出に寄与する中小・ベンチャー企業の一層の発展が重要。このため、事業基盤が脆弱な創業間もない中小・ベンチャー企業の資金繰り難を緩和するため、欠損金の繰戻し還付措置を延長する。

改正の概要

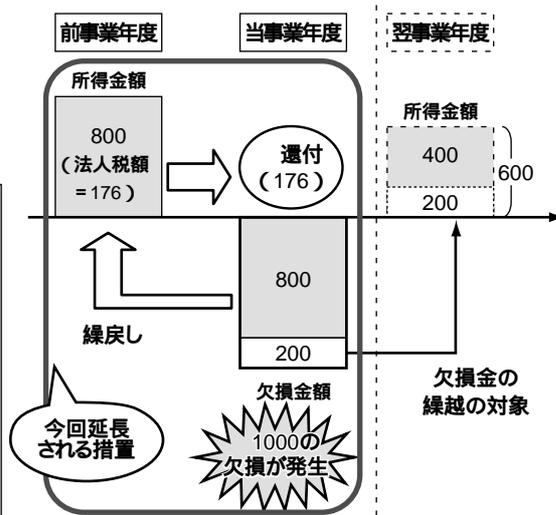
欠損金の繰戻し還付措置は平成4年度から適用停止中であるが、創業5年以内の中小企業に適用される1年間の繰戻し還付措置を2年間延長する。

欠損金の繰越期間は7年間（恒久措置）



欠損金の繰戻し還付措置の仕組み

【単位：万円】



< 改正の効果 >

本措置の延長により、事業基盤が脆弱な創業間もない中小・ベンチャー企業の資金繰り難の緩和が図られる。

7. 中小企業の事業承継の円滑化に資する税制の整備（物納手続の改善）（相続税）

中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力。それが、相続税の過重な負担のために次世代に継承されないことは、我が国経済にとって大きな損失。そのため、キャッシュに乏しい中小企業の事業承継の円滑化のため、自社株式の物納に係る許可基準を緩和するなど手続を改善する。

改正の概要

物納許可基準の緩和・明確化

- これまで不明確だった物納不適格財産を法令で限定・明確化。
取引相場のない株式については譲渡制限株式のみが物納不適格とされ、それ以外の株式の物納は、業績等を問わずに認める。

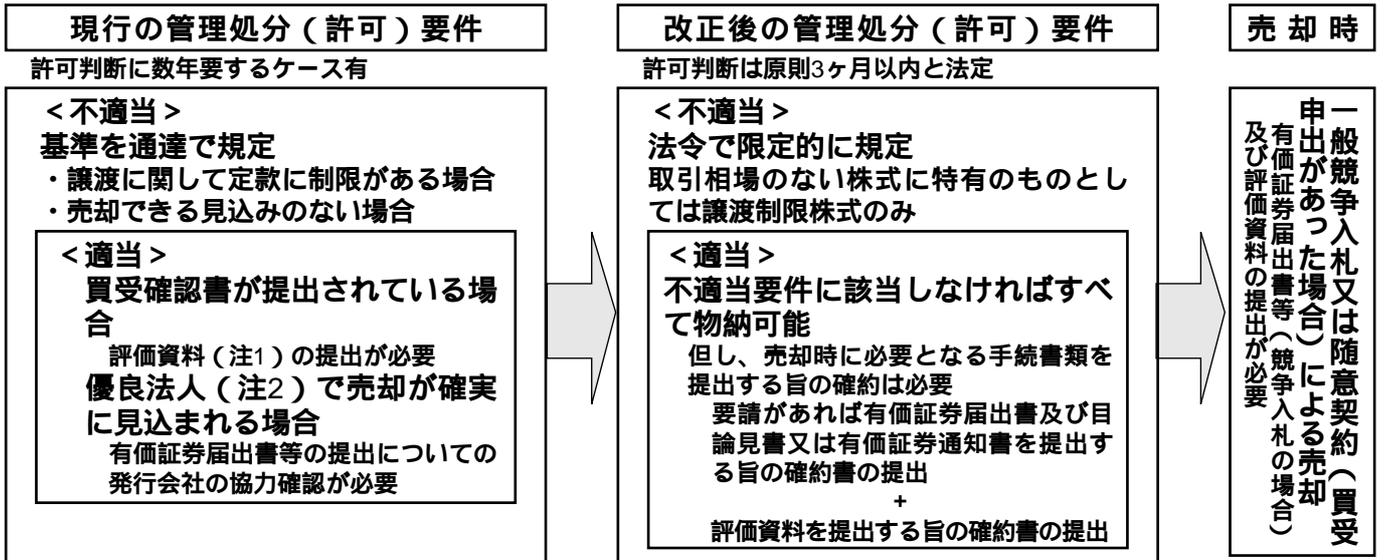
物納手続の迅速化・明確化

- 物納許可に係る審査期間（原則3ヶ月以内）の法定
- 物納手続に必要な書類の明確化及び提出期限の法定 等

その他納税者の利便の向上等

- 延納中に延納困難となった場合に物納を認める制度の創設 等

取引相場のない株式の物納について



（注1）評価資料

貸借対照表（直前期） 損益計算書（直前期） 営業報告書（直前期） 利益処分報告書（直近二期） 財務諸表附属明細書（直前期） その他必要資料

（注2）優良法人の業績要件

直近二期の当期利益がマイナスとなっていない、直近二期の総資本経常利益率・売上高経常利益率・総資本回転率のうち2つが同業種平均超、直近二期において配当可能利益有、のいずれも満たすこと

<改正の効果>

許可基準の緩和等の手続の大幅改善により自社株式の物納が増加し、キャッシュに乏しい中小企業の事業承継の円滑化に資する。

8. 交際費の損金算入の特例の延長及び課税の範囲の明確化（法人税）

交際費は原則として損金不算入とされているが、販売促進の手段が限られている中小企業にとって、その事業活動に不可欠な交際費が損金として認められることは非常に重要。また、交際費の範囲については、会議費等の隣接費用との区分が明確でないなど様々な議論が存在。中小企業の事業活動を円滑化するため、交際費について、中小企業に限って認められている損金算入の特例措置を延長するとともに、課税の範囲の明確化を行う。

改正の概要

（1）損金算入の特例の延長

資本金1億円以下の企業に限って認められている交際費の損金算入特例を2年間延長する。

（2）交際費の課税上の範囲の明確化

交際費の範囲については、政令や通達等で定められているが、会議費等の隣接費用との区分が不明確であることから、隣接費用としての計上を税務署に否認される事例も多く、従来よりその解釈や運用をめくり様々な議論が存在。中小企業の事業の円滑化のため、課税の範囲の明確化を行う。

<最近の交際費課税制度の改正>

	損金不算入 適用対象法人	損金算入限度額等	備考
昭和57年度	資本金5,000万円超 5,000万円以下 1,000万円以下	全額損金不算入 定額控除（300万円） 定額控除（400万円）	-
平成6年度	資本金5,000万円超 5,000万円以下 1,000万円以下	全額損金不算入 定額控除（300万円）×90% 定額控除（400万円）×90%	縮減
平成10年度	資本金5,000万円超 5,000万円以下 1,000万円以下	全額損金不算入 定額控除（300万円）×80% 定額控除（400万円）×80%	縮減
平成14年度	資本金5,000万円超 5,000万円以下	全額損金不算入 定額控除（400万円）×80%	拡充
平成15年度	資本金1億円超 1億円以下	全額損金不算入 定額控除（400万円）×90%	拡充

交際費支出総額3.5兆円（平成15年度）

実務上、一人当たり3千円が交際費と会議費等の区分の目安とされていたところ、交際費とは別に一人当たり5千円以下の飲食費（役職員の間の飲食費を除く）について損金算入を認めることを明確化する。

< 改正の効果 >

交際費の損金算入特例の延長と課税範囲の明確化が実現することにより、販売促進の手段が限られている中小企業の事業活動の円滑化が図られる。

9. 中小企業技術基盤強化税制（税額控除割合上乘せ措置）の見直し・強化

（法人税、所得税、住民税）

我が国経済の活性化に向け、中小企業がその機動性・独創性を活かして取り組む研究開発への積極的な取組を支援するため、中小企業技術基盤強化税制の恒久的措置に加え、研究開発投資の増加額について、控除率の優遇を講じる。

改正の概要

中小企業技術基盤強化税制
試験研究費総額の12%を税額から控除する（恒久的措置）。



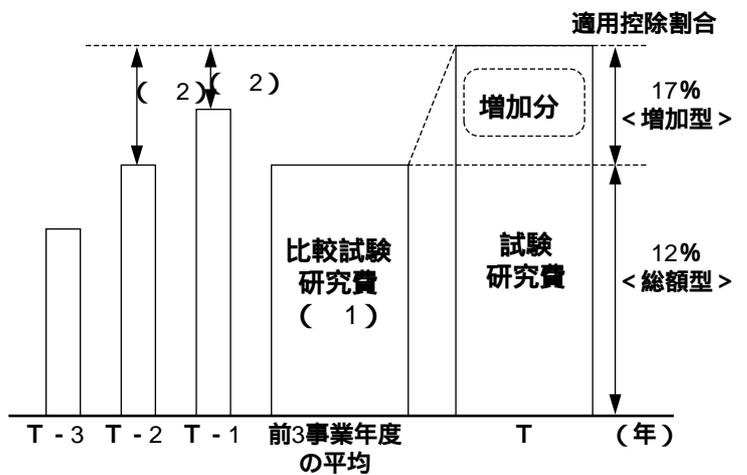
試験研究費の増加額に係る税額控除制度（2年間の措置）

上記恒久的措置に、増加型の税額控除制度を統合し、増加額に対して追加的に5%を税額控除。

なお、比較試験研究費は、直近の3事業年度の試験研究費の平均（1）。

また、直近2事業年度よりも当年の試験研究費が多いことが条件（2）。

【総額型（恒久的措置）と増加型を統合】



この結果、増加分に対して合計17%の税額控除となる。

< 改正の効果 >

研究開発投資の増加に対する税額控除の拡充を通じ、我が国の中小企業の研究開発投資の一層の増大を図り、激化する国際競争に勝ち抜く産業競争力を実現。

10. その他の中小企業関係税制

(1) 適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税移換措置

【概要】

特定退職金共済制度について、年金受給者に対する受給権保護を担保する仕組みを法律上位置づけた上で、平成24年3月末で廃止予定となっている適格退職年金制度から特定退職金共済制度へ年金資産を非課税で移換するための所要の措置を講ずるべく検討を進める。

【効果】

中小企業の従業員の生活の安定と福祉の向上を図る。

(2) 中心市街地活性化法改正に伴う所要の税制措置（相続税）

【概要】

法律に基づく中心市街地活性化に係る事業計画に協力する形でテナント配置等に努力する地権者等の取組が、土地の財産評価に反映されるよう、法律改正の概要・制度等を周知する措置を講じる。

【効果】

中心市街地における商店街の空き店舗対策は重要であり、にぎわいの回復を目指したテナント配置等の取組が財産評価に反映されることで、地権者の参加が促され、中心市街地の活性化が図られる。

(3) 特定の事業用資産の買換の場合の課税の特例措置の延長（法人税・所得税）

【概要】

多額の費用を要する集団化事業の促進を目的として、集団化事業を実施した中小企業者の自己資本を充実させるために、一定要件の下、事業用用地等の資産の買換えを行った場合に発生する売却資産（旧資産）の譲渡益に対する課税を取得資産（新資産）の処分時まで繰延べることを認める措置を延長する。

【効果】

大規模な事業場等の移転を伴う集団化事業は、多額の費用を要する。そのため、本特例措置により、事業に参加する中小企業者の自己資本が充実し、集団化事業の促進が図られる。

(4) 中小企業等協同組合法改正に伴う所要の措置（法人税、所得税等）

【概要】

中小企業組合における組合運営の規律強化、共済事業の健全性・透明性の確保及び中小企業組合の活動の円滑化を内容とする中小企業等協同組合法改正に伴い、事業協同組合の行う共済事業の見直し等に併せて、既存の税制措置の取扱いについて整備を行う。

平成18年度グリーン物流パートナーシップ推進事業

平成17年2月16日、地球温暖化の防止に向けたCO₂等の温室効果ガスの排出削減についての国際約束等を定めた京都議定書が発効しましたが、運輸部門における現状のCO₂排出量は削減目標との間にまだ隔たりがあり、実効ある温暖化対策が急務となっています。

物流分野の温暖化対策は、荷主企業、物流事業者それぞれの単独による取り組みだけでなく、それぞれが互いに知恵を出し合い連携・協働すること（パートナーシップ）による、物流システムの改善に向けた先進的で産業横断的な取り組みが必要です。「グリーン物流パートナーシップ会議」では、荷主企業と物流事業者の協働によるそうした取り組みを支援し、普及・拡大を促進するものであり、各企業の積極的な参加を期待しています。

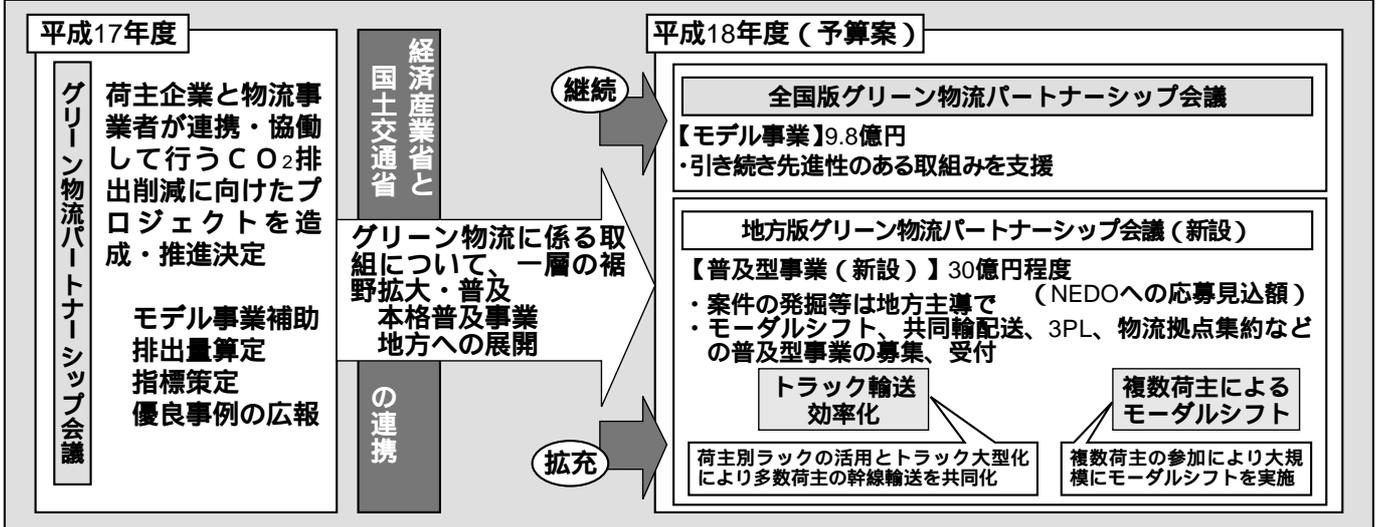
関西グリーン物流パートナーシップ会議の設置について

目的：関西において物流分野におけるCO₂排出削減に向けた、荷主企業と物流事業者の連携、協働による取組を支援し、グリーン物流パートナーシップ事業の普及・促進を図る

構成：学識経験者・経済団体・荷主団体・物流団体・地方公共団体・関係機関の委員

事務局：近畿経済産業局・近畿運輸局・神戸運輸監理部

荷主企業と物流事業者とのグリーン物流パートナーシップによるCO₂排出削減のための取組み拡大に向けた新たな施策の展開



悪質な電話機等リース訪問販売への 対応策について

経済産業省

1. 背景

近年、個人事業者等を狙った電話機等リース訪問販売に係る苦情相談が増加しており（下表参照）、事業者が、「今の電話機は使えなくなる」、「電話代が安くなる」等と不実を告げて勧誘し、また実質的に廃業している者に屋号で契約をさせるなど、悪質な事例が多数見受けられます。

電話機類のリースに関する苦情相談件数

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005（ ^{11月24日} 現在）
件数	2,618	3,511	4,853	5,830	7,132	3,961（ ^{前年同期} 2,816）

（出所）（独）国民生活センター P I O - N E T

経済産業省としてもこの事態を重く受け止め、本問題に係るトラブルの未然防止、早期解決のため、以下の対策を実施しました。

2. 対策の内容

特定商取引法の通達改正（平成17年12月6日）

特定商取引法の通達改正を行い、事業者名による契約であっても、一定の事案については特定商取引法による救済が受けられることを明確にしました。

- ・法第2条関係（「販売業者等」の解釈の明確化）

例えばリース提携販売のように、一定の仕組みの上での複数の者による勧誘・販売等であるが、総合してみれば一つの訪問販売を形成していると認められるような場合には、いずれも販売業者等に該当することを明示しました。

- ・法第26条関係（「営業のために若しくは営業として」（第1項第1号）の解釈の明確化）

例えば、一見事業者名で契約を行っていても、事業用というよりも主として個人用・家庭用に使用するためのものであった場合は、原則として本法は適用されることを明示しました。

通達改正の詳細は下記URLを御参照下さい。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/index.html>

業界団体への指導（平成17年12月6日）

- ）社団法人リース事業協会に対する指導

電話機等リースの審査強化、提携販売事業者の総点検及び取引停止を含めた管理強化、苦情相談体制の整備等の取組を早急に講ずるよう指導しました。

- ）情報通信ネットワーク産業協会に対する指導

販売店の総点検及び取引停止を含めた管理強化、苦情相談体制の整備等の取組を早急に講ずるよう指導しました。

- ）社団法人日本訪問販売協会に対する指導

被害の未然防止、取引の適正確保のための会員企業の指導、苦情相談体制の整備等の取組を早急に講ずるよう指導しました。

相談窓口体制の整備（平成17年12月6日）

経済産業本省（消費者相談室、中小企業相談室）、各経済産業局（消費者相談室、中小企業課（関東経済産業局は経営支援課））において、電話機等リーストラブルに関する相談窓口体制を整備しました。

その他、中小企業・ベンチャー総合支援センターの「なんでも相談ホットライン」においても相談への対応がなされます。

個人事業者等に対する注意喚起

全国各地の商工会議所、商工会等に対して、個人事業者等に広く注意喚起を行うよう要請しました。

また、当省のホームページ上での注意喚起の他、注意喚起のためのチラシ100万部を全国各地で配布します。

近畿経済産業局中小企業課

06-6966-6024

中小企業・ベンチャー総合支援センター
「なんでも相談ホットライン」

0570-009111

2006年4月保証料率が弾力化 中小企業の経営状況に応じたきめ細かい 保証料率設定で資金調達を応援します

このたび、全国の保証協会では、保証料率を、中小企業者の経営状況を踏まえた料率へと改正することとなりました。

この料率弾力化によって、経営状況が良好な企業には割安な保証料を、厳しい経営環境にある企業にも、保証利用機会の拡大^(注1)を実現します。

2006年4月1日から、年0.5%から2.2%の範囲^(注2)で9段階の料率体系となります



(注1)保証のご利用にあたっては、保証協会の審査がございます。ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

(注2)0.5%~2.2%の料率を基準として、最終的には各協会が料率設定を行うこととなります。保証料率についてはご利用の保証協会にご確認ください。

(注3)ご利用の皆さまの平均的な保証料率は従来と同じ1.35%で、保証料率の水準は変わりません。ただし、個々のお客様でみると、経営状況により、料率が上がる場合、上がる場合があります。

1 財務内容を総合的に評価

平成13年3月、経済産業省（中小企業庁）の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用します。CRDは、平成17年10月現在、210の金融機関等が会員となっており、約200万の中小企業データが蓄積されている中小企業に関する日本最大のデータベースです。

匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません

2 財務以外の要因も加味して料率決定されます

信用保証協会は、財務要因の評価だけでなく、一定の定性要因（非財務要因）も加味して料率決定を行います。定性要因は、基本的には各協会が独自に設定しますが、「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している中小企業者については、全国の信用保証協会が0.1%の割引を実施し、適正に財務諸表を作成する中小企業者をバックアップします。

3 保証料に関する ご照会について

保証料を確認した上で保証申込みをしたいという場合や、金融機関が中小企業者に保証付き融資を紹介する際、予め保証料も説明したいというご要望がある場合、信用保証協会では該当する保証料率の区分等、料率の目安をお知らせすることにより、資金調達計画をサポートします。

4 料率の弾力化対象外の保証もあります

原則として、全ての保証が経営状況を踏まえて弾力化されますが、例外として、セーフティネット保証などの特別な保証には従来同様の料率が適用されます。売掛債権担保融資保証の料率も、一律0.85%で変わりません。

お問い合わせ先
和歌山県信用保証協会

(住所) 和歌山市十二番丁39番地 (電話) 大代表073 - 423 - 2255

平成17年度

組合名	理事長	所在地	主な事業
協同組合和歌山県 旅行業協会	桃原 哲夫	和歌山市吉田432番地 TEL 073-427-0270	旅行商品の共同仕入・共同販売 旅行クーポン券の共同精算
粉河LPガス販売 協同組合	嶋 作 視	和歌山県紀の川市粉河 1759番地の6 TEL 0736-73-2201	液化石油ガスの共同販売・共同受注
吉備LPガス 協同組合	榎本 聖	和歌山県有田郡有田川町 庄318番地 TEL 0737-52-3922	液化石油ガスの共同販売・共同受注
和歌山建栄協同組合	森川 周 造	和歌山市毛見163番地 TEL 073-447-1635	副資材の共同購買、外国人研修生の共同受入
協同組合栄光	段上 汎	和歌山県西牟婁郡すさみ町 周参見3353番地の1 TEL 0739-55-3206	繊維製品の共同受注、副資材の共同購買、外国人研修生の共同受入
紀州材木工協同組合	林 勝 彦	和歌山県田辺市中辺路町 近露字上川崎752番地の24 TEL 073-477-4759	木材の共同加工及び共同販売、外国人研修生の共同受入

新規加入組合の紹介

資格業種	設立の目的
旅行業	国内旅行者の減少、インターネットや携帯電話の普及による流通・取引の変化に対応するため組合を設立
液化石油ガスの小売業	大口消費者の受注獲得並びに安全確保・作業効率の向上を目指す
液化石油ガスの小売業	大口消費者の受注獲得並びに安全確保・作業効率の向上を目指す
一般土木建築工事業、造園工事業、とび工事業又は木製建具工事業を行う事業者	各事業所で使用する消耗品(作業服・マスク等保護具・手袋等安全具他)の共同購買事業、研修生受入事業等を行うことにより、経営の合理化を図る。
成人女子・少女服製造業又はニット製アウターシャツ製造業を行う事業者	繊維製品の共同受注事業、消耗品(縫糸、ミシン針等)の共同購買事業等を行い、経営並びに生産の一層の合理化を目指す。
一般土木建築工事業、一般製材業又は大工工事業を行う事業者	間伐によって発生する不要な原木・小径木等を有効活用し新たな製品加工に共同で取り組むために製材関連業者が集まり組合組織を結成。

新規加入組合

組合名	理事長	所在地	主な事業
和歌山建設開発 協同組合	北崎 博文	和歌山県日高郡印南町大字 山口字松葉108番5 TEL 0738-42-8239	土木工事業等の共同受注、土 木建設資材等の共同購買
和歌山福祉企業組合	前田 効多郎	和歌山市新堺丁38番地 TEL 073-424-8543	通所介護施設の経営
アパレル企業組合	増田 至	和歌山市雄松町 1丁目20番地 TEL 073-425-1246	縫製品の生産販売
すさみ トライ・ウッド 協同組合	堀谷 伸二	和歌山県西牟婁郡すさみ町 周参見4856番地の5 TEL 0739-55-3731	木炭の製造施設並びに加工施 設貸与事業及び共同販売事業
海南在宅福祉 企業組合	前田 順司	和歌山県海南市木津 273番地 TEL 073-485-3001	通所介護施設の経営

資格業種	設立の目的
<p>建設業法第3条第1項に定める一般建設業又は、特定建設業の許可を受け、土木工事業を行う事業者</p>	<p>建設事業者が結集し、共同受注による受注拡大や工事原価の引き下げを目指すと共に、共同購買等によるコスト削減や情報化への対応等単独事業者では困難な問題に対応していくため事業協同組合を設立</p>
<p>本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること</p>	<p>商業の中心部であるぶらくり丁周辺で、地域密着型の介護施設の経営を行う</p>
<p>本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること 和歌山市に居所又は住所を有すること</p>	<p>大型共同作業所を借り受け、衣料縫製品の生産販売事業を展開、将来、地場産業の皮革を使った新製品の開発にも取り組み、受注の安定・増産、そして人材の安定雇用を図る</p>
<p>一般製材業、製薪炭業、大工工事業、その他各種商品小売業を行う事業者</p>	<p>間伐材を使用した新商品の開発と共同販売による事業経営の向上、備長炭の地場産業活性化による事業基盤の改善を目指す</p>
<p>本組合の目的に賛同し、自ら事業に参画できる個人であること</p>	<p>自然に囲まれた海南市木津の地に介護施設を設置し、利用者本位の介護サービスを提供する</p>

会員だより

WAKAYAMA テクノフォーラム2007



2月23日（木）、グランヴィア和歌山（和歌山市友田町）においてWAKAYAMAテクノフォーラムが開催されました。

和歌山の機械金属メーカーには、全国及び世界シェアを誇る企業や独自技術で成長を続けている企業が多くあり、今回、業界を代表して14社が企業合同説明会を開催し

ました。

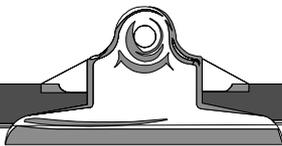
この時期、すっかり定着した感があるこのフォーラムには、来春卒業予定の理工系学生約70人が参加。

企業ブースの人事担当者を相手に熱心に質疑を交わし、改めて“活力ある地元企業の魅力”に触れていたようです。



和歌山県機械金属工業協同組合
TEL 073-433-1277





熊野材と共に 歴史と伝統を育んで ～ 新宮木材協同組合 ～

プロフィール

当組合の歴史は古く、明治14年（1881年）前身の新宮商法会議所が設立されて以来、120有余年を迎えています。

当地の木材業は熊野川流域に生育する豊富な森林資源に恵まれ、永年にわたって地域経済の根幹を成しながら発展してきました。

明治、大正、昭和、平成と、時代と共に歩んだ先人たちの偉業がまさに木材業界の歴史を体現してきたわけです。



川崎理事長

業界近況について



住宅様式の変化や外材輸入の増大、住宅着工戸数の減少等、業界を取巻く環境は依然として大変厳しいものがあります。

しかし、当組合としても、伝統に裏付けられた木材業界の一翼を担うという誇りをもって、この厳しい状況に対処しなければと使命感を持ち続けています。



組合PR等

「熊野材」という銘材を輩出してきた自負心を持ち、「木」と「人」との共生の中で、木材の持つ優れた特性を活かしながら有効に活用していくことによって、今後も重要な地場産業たる地位を維持発展していくことが可能だと思われます。



組合所在地	〒647-0025 新宮市あけぼの4-64
T E L	0735-22-6105
F A X	0735-22-6107
U R L	http://www.chuokai-wakayama.or.jp/s-mokkyo/
設立年月日	昭和25年2月28日
組合員数	38名

中央会だより

わかやまテクノ・ビジネスフェア



2月28日(火)～3月1日(水)ビッグ愛(和歌山市)において、わかやまテクノ・ビジネスフェア(主催:(財)わかやま産業振興財団・和歌山県・(独)雇用能力開発機構)が開催されました。

「元気わかやまの創造」をテーマとし、県内外の中小企業と創業者を対象に、産学官の交流の場を提供し、商品開発や販路開拓、新事業展開を支援、新たな出会いを目指すことを目的としたもの。

《これからの経営戦略を考える》と題し、講演、事業成果の発表が行われると共に、企業ゾーン25社、各研究機関等の事業紹介、研究開発プランなどのパネル展示コーナーも設けられ、中央会ブースもその一角に設置されました。



モデル組合助成事業

モデル組合助成事業とは、小企業者組合()のうち、他の模範となる組合をモデル組合に指定し、当該組合が行う講習会や業界情報誌の発行に対する助成(教育情報提供事業)、パンフレットを作成し他の組合に対して広く紹介する事を目的とした事業(成果普及事業)です。今年度は和歌山県時計貴金属眼鏡商業協同組合、赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合が指定を受けています。()常時使用する従業員の数が5人(商業サービス業を主たる事業とする事業者については2人)以下の会社及び個人

～教育情報提供事業～

赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合は、「接客時の基本マナー及び接客態度の重要性」をテーマに講習会を開催し、和歌山県時計貴金属眼鏡商業協同組合は、10月～2月までの5ヶ月間「組合だより」を作成しました。



ディスプレイ
コーナー

わかやまの 観光スポット

紀三井寺(和歌山市)

“関西一の早咲き”といわれる桜の名所。境内迄の231段の石段を登ると、万葉集に詠われた片男波や和歌浦の絶景が一望できます。

西国第二番札所。

活性化情報編集委員会議

3月2日(木) 中央会ではアバローム紀の国において本年度第2回目の活性化情報編集委員会議を開催しました。

当会毎月発行の「中央会わかやま」について、編集委員の方々に各号毎のご検討をいただき、今後の編集方針に反映させていくことを目的としております。

委員諸氏からの様々なご意見をもとに、平成18年度も組合等中小企業の連携・活性化を図っていくため、“より良い誌面づくり”を目指します。



実施組合のご紹介

～成果普及事業(パンフレットの作成)～

パンフレット作成事業は、モデル組合の事業活動の成果を、他の小企業者組合等に対してPRすることが目的であります。

赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合
〒640-8301 和歌山市岩橋1337番地の1
TEL 073-475-2700 FAX 073-475-2705

和歌山県時計貴金属眼鏡商業協同組合
〒640-8392 和歌山市中之島766番地
TEL 073-431-8364 FAX 073-431-8369

モデル組合への助成等、中央会では今後より密に、支援事業を展開していく予定です。



全国先進組合事例

神奈川県

産学連携で地産地消の独自商品を開発し組合を活性化
平塚酒販協同組合

所在地 〒254-0052
平塚市平塚5丁目22-15

組織形態 同業種網羅型組合

地区 平塚市他2市2町

電話番号 0463-34-1735

主な業種 酒類小売業

FAX番号 0463-34-1735

組合員 145人

設立 昭和47年6月

組合従業員 1人

出資金 930万円

専従理事 1人

大学の研究室と連携して地元特産ヤーコン100%の幻の酒「ヤーコン酒（醸造酒）」の開発・製品化に成功、同時に開発した「ヤーコン焼酎」は商品化

背景と目的

平成3年以降、酒類業界の低迷と酒類販売の自由化を目的とする免許制度の規制緩和で酒販小売店の経営が悪化した背景から、酒販協同組合のあり方が問われたことが動機となり、組合独自の商品開発が必至となった。地元県立平塚農業高校園芸科学研究班のメンバーが、農家の高齢化等による平塚の生産緑地減少対策に取り組み、栽培を促進したことで地域の特産となっていたヤーコンで、菓子等の新製品開発に成功していた。理事長がこれらの製品の開発にも関わったことから、ヤーコンを素材とした酒の開発ができない筈はないと、不退転の決意で商品開発に取り組むこととした。地元特産の原料を使った“地産地消”の商品づくりも目的としている。さらに、開発の難しい製品ほど専門の研究機関の活用とその裏づけが必要と考えられた。



ヤーコン
焼酎ラベル

連携と新事業展開の内容

酒の開発には醸造技術では随一の東京農業大学醸造科学科にその開発を委託することが最善と考えられた。しかし組合には大学との接点がなかったため、神奈川県中央会の産学連携事業担当者に連携先として紹介を依頼した。ヤーコン酒は醸造技術が確立されておらず「幻の酒」といわれていたが、連携によって100%ヤーコンによる醸造酒の開発に成功した。また、蒸留酒のヤーコン焼酎も開発されており、手続きの関係から焼酎が先に商品化されたが、11月にはヤーコン酒の販売を開始している。連携による商品開発のメリットはこれからが本番である。

成果

ヤーコン酒開発に携わった組合、組合員、大学の研究科、神奈川県中央会、地方行政、メディア等多くの協力が得られ、商品化に成功したことが成果としてあげられる。また、組合員レベルでの成果は実際にその商品が消費者に評価され、購入されるまで待たなければならないが、これにより組合員は商品の販売に力が入り、企業の業績を伸ばすことで経営の改善につなげることが期待できる。また本来の組合のあり方が理解され、加入者が増え、運営が有利になることが期待される。



ヤーコン

所在地 〒399-6461
塩尻市宗賀牧野3712

電話番号 0263-53-6002

FAX番号 0263-53-6039

設立 平成15年5月

出資金 100万円

組織形態 異業種組合

地区 塩尻市・諏訪市

主な業種 製造業

組合員 4人

組合従業員 1人

URL <http://www.myporter.jp>

県試験場、近隣の工業高等学校の先生などとの人間関係を活かし、日常的な相談・指導の中で高齢者向け買物行動補助カートを開発し成果をあげている。

背景と目的

中小企業を取り巻く環境変化への対応策として、自社製品を開発して変化を乗り越えるため、地域の異業種交流研究会メンバーのうち同志4社が組合を設立した。開発テーマは高齢化社会に向けての商品を考えていたが、幸い県の情報試験場のアイデア開発への参加機会に恵まれ、そのなかで新商品開発が実現した。

連携と新事業展開の内容

県情報試験場で考えていたのは介護機器を含めた高齢者向けの商品であったが、その中に買物行動補助カートの構想があったので、それを対象に指導を受けながら開発に着手した。設計・製造上の細かい点は、近隣の工業高等学校の先生に相談できたため製品化はスムーズに行えた。販売に関しては組合に販売部門を設け、営業専任職員1人を置くほか、地元販売会社と連携し活動している。最近では東急ハンズ等大型小売店のルートが開けつつある。また用途開発を検討するなかで農家の高齢化対策として、現在の商品を改良し畑作業の補助機器の開発を行い、新機種として売り出している。これらに



農業福祉器具「畑楽」

についても当然県情報試験場及び近隣の工業高等学校の先生方の指導助言を得ている。開発商品を世に出してから日が浅いが売れ行きは順調で、さらに次期商品として室内用歩行補助機器の開発も進行中である。

成果

中小企業の自立化形態のなかで最もポピュラーなのが自社製品による自立化である。しかし経営資源に乏しく、しかも販売に不慣れた製造中心の中小企業にとっては自社製品による自立化には経営意識の変革が必要となる。この組合の活動は、一般的な産学官連携意識とは次元が異なるかも知れないが、背丈に合った活動と言える。



レジ袋削減を推進するマイポーター

所在地 〒518-1325
阿山郡阿山町大字丸柱569

電話番号 0595-41-1511

FAX番号 0595-44-1001

設立 平成14年6月

出資金 800万円

組織形態 集中型企業組合

実施事業 伊賀焼陶磁器の販売、陶芸体験
教室の実施

組合員 6人

従事組合員 3人

組合従業員 3人

URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/iga-brand/>

メーカーを設立母体にして、川下（小売り）への進出を目的とする組合を設立。営業拠点と情報発信拠点を確立し「伊賀焼」の販売拡大、知名度とイメージの向上を実現

背景と目的

当組合の取扱商品である「伊賀焼」は従来から産地問屋がなく、流通経路の確保や情報発信機能の脆弱さに課題を抱えていた。流通経路の確保は、慣習として各々の窯元が個別に行ってきた一方で、産地としての統一された情報発信はほとんど行われてこなかった。これに対して、産地内に小売店舗を開設することによって営業拠点と情報発信拠点を確立することを目的に、当組合を設立することとした。



組合の特徴と事業概要

事業概要は、伊賀焼の展示・販売を行う店舗の開設と運営、毎年祭事である「窯出し市」の開催、伊賀焼「体験工房」の開設と運営、施設内での軽食の提供となっている。

一方、組合の特徴としては、メーカーであり設立母体でもある長谷製陶株式会社とのコラボレーションを実現している点あげられる。具体的には、前記の事業を行う上で必要となる土地及び店舗を全て長谷製陶株式会社の有料施設を活用するとともに、取扱商品を長谷製陶株式会社からの委託販売形式により仕入れ（組合の売上げと同時に仕入れが発生）している。なお、店舗については、ショールームが3棟、体験工房が1棟となっており、ショールーム1棟の2階が資料館を兼ね、来店客の滞在時間を増やす工夫にも取り組んでいる。

成果

組合における成果は、設立以来2度目の決算で売上高が対前年比38%増加したことである。設立時の目標を上回るとともに、収益面でも黒字転換を果たしたことに加え、地元での雇用の創出にも貢献している。一方、産地全体に波及する成果として、伊賀焼のイメージが具現化された店舗造りの完成度の高さ、取扱商品の品質の高さなどがあり、それらが相俟ってテレビ・ラジオ・新聞・雑誌などのマスコミにパブリシティとして頻繁に取りあげられ、その結果組合が有名になることで、伊賀焼の産地として、全国的な知名度が高まったことがあげられる。



労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

連合和歌山 経営者協会 商工会議所連合会
商工会連合会 中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成17年度 地域労使就職支援機構事業実施計画

労使連携による求人確保
求人・就職情報の積極的提供
求職者ガイダンス・セミナー等の実施
新卒(予定者)に対する就職支援活動
ミスマッチ解消に向けた労使共同の取組み
ワークシェアリングの導入促進に向けた事業の推進

〒640-8227
和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

情報連絡員調査

1月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

2.5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	→	→	→	↓
	繊維同製品	↓	↓	→	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	↑	↓	→	→
	窯業土石製品	↓	→	→	→
	鉄鋼金属	→	→	↑	→
非製造業	その他	↑	↓	→	↓
	卸売業	→	→	→	→
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	→
	建設業	↓	↓	↓	↓
運輸業	↓	↓	→	↓	
DI 値		-27.5	-40.0	-25.0	-40.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

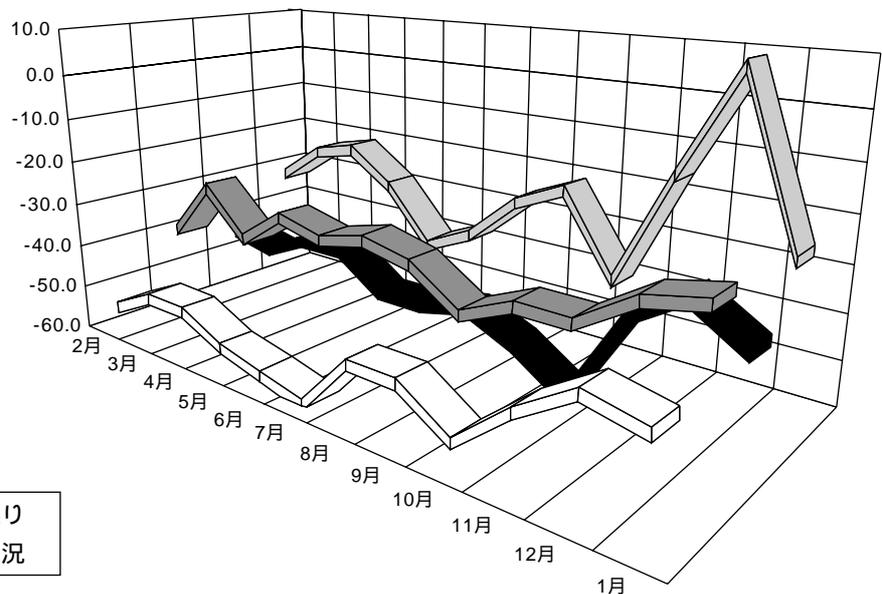
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス40.0ポイントであり、同12月調査と比べて2.5ポイント悪化した。

同12月調査と比べ、「売上高」は35ポイント悪化、「収益状況」は7.5ポイント悪化、「資金繰り」は2.5ポイント改善した。

1月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は16名、「悪化」との回答は20名で、「好転」との回答は4名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



売上高
 資金繰り
 収益状況
 業界景況

● 製造業 ●

繊維・同製品	厳冬が続いているため、春物の発注が遅くなっている。円安により原材料が値上がりしている。業況は厳しい。(ニット)
	原油価格上昇により、この1年間で糸値が15～20%上昇しているにもかかわらず、転嫁できずにいます。(織物)
	今年の1月は特に売上減少。(手袋)
木材・木製品	前月同様売上の減少が続いている。特に障子、襖類の純和風の落ち込みが厳しい。資金要請を行う業者は少ない。(建具)
	受注量の減少が目立っています。(建具)
化学ゴム	原料価格の上昇は、高値止まりの感がある。(化成品)
鉄鋼・金属	前年同月比は低下しているが、仕事量(受注量)は充分で忙しい状況は持続している。(鋳物)
	親企業は総生産量アップで協力企業も仕事量は大幅にアップされ、活気付きつつある現状である。(住金協力)
和雑貨製造業	1月は例年通りの動きであるようです。(家庭用品)

● 非製造業 ●

卸売業	1月度は例年のごとく戎さんが終わり、中旬を過ぎないと一般的には動きが見られません。しかし、高齢化に絡む施設、建物が増え、昨年末より資材等の需要はあります。オール電化の需要に関しては、特にエコキュート(ヒートポンプ式温水器)は全国でも和歌山県がトップの位置にあります。組合員も重視致し、増販に努めております。(電設資材)
小売業	年明けで百貨店や一部小売個店に若干の明るさを感じるが、ごく一部にとどまり、全体として売上は低調であり、格差の拡がりを感じる。1月に入り3名の組合員から退会届が出る。高齢化と売上減少に伴い、組合との付き合いに負担を感じているのが原因。大型店、百貨店への消費の流れは加速、特に若年層の引き留めは難しい。売上減と共に資金繰り悪化。(時計)
	昨年度より和歌山市はお城の力で元気にする5年間として「まず城より始めよ」という合言葉で取り組み、平成18年度は「飛躍へのステップの年2006」と位置付けています。しかし、未利用となっている直川用地の活用ということで、インターチェンジ設置については異論はないけれど、商業地の造成計画は郊外型の大型ショッピングセンターの誘致のことと思われる。益々お城を中心とした商業地の衰退に拍車をかけると思う。(和歌山市)
サービス業	1月はいつもバーゲン時期で少々人出が多く、活気が出る月であるのですが、今年は大きな盛り上がりもなく、1ヶ月が過ぎていった感じで終わりました。(田辺市)
	一旅館経営者に過ぎず、政治なり教育などについては専門的な知識は持たないが、今になって何か大きなことが終わった。新しいことが始まる年ではないかと期待します。訪日外国人の増加に乗れるような態勢作りが必要だと考えます。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(105.3%)、総売上料金(110.4%)、1人当たり消費単価(104.8%)、総宿泊料金(105.3%)、1人当たり宿泊単価(100.0%)。1月の宿泊人員で見ると、17年は66,583人、18年は70,131人で3,548人の増(+5.3%)である。対前年同月比で、宿泊人員は3,548人の増となっているが、平成16年1月対比では、2,500人の減となり、楽観は許されない。(白浜旅館)
	当月は稼働日数も少なく、大きな変動はなかった。(田辺自動車)
建設業	受注やや増加。現場は忙しくても、受注単価の低下影響大。(電気工事)
運輸業	燃料(軽油)の価格は毎月値上げとなり、経営は大変である。しかし一方では、スピードを一定にするなど効率を図って、何とか経営を維持しているところもある。(和歌山市)
	前月に続き軽油が連続の値上げ(2～2.5円の改定)となり、組合員には相当厳しい状況が当分は続くことになる。(有田トラック)

実施共済制度一覧

経営自慢M 型

無配当新介護保障遡増定期保険

豊富なキャッシュバリューを活用し、ご勇退時の退職慰労金の財源をご準備いただくことができます。

総合保障プラン

集団扱により割安な保険料で、安心の死亡保障と医療保障が準備できます

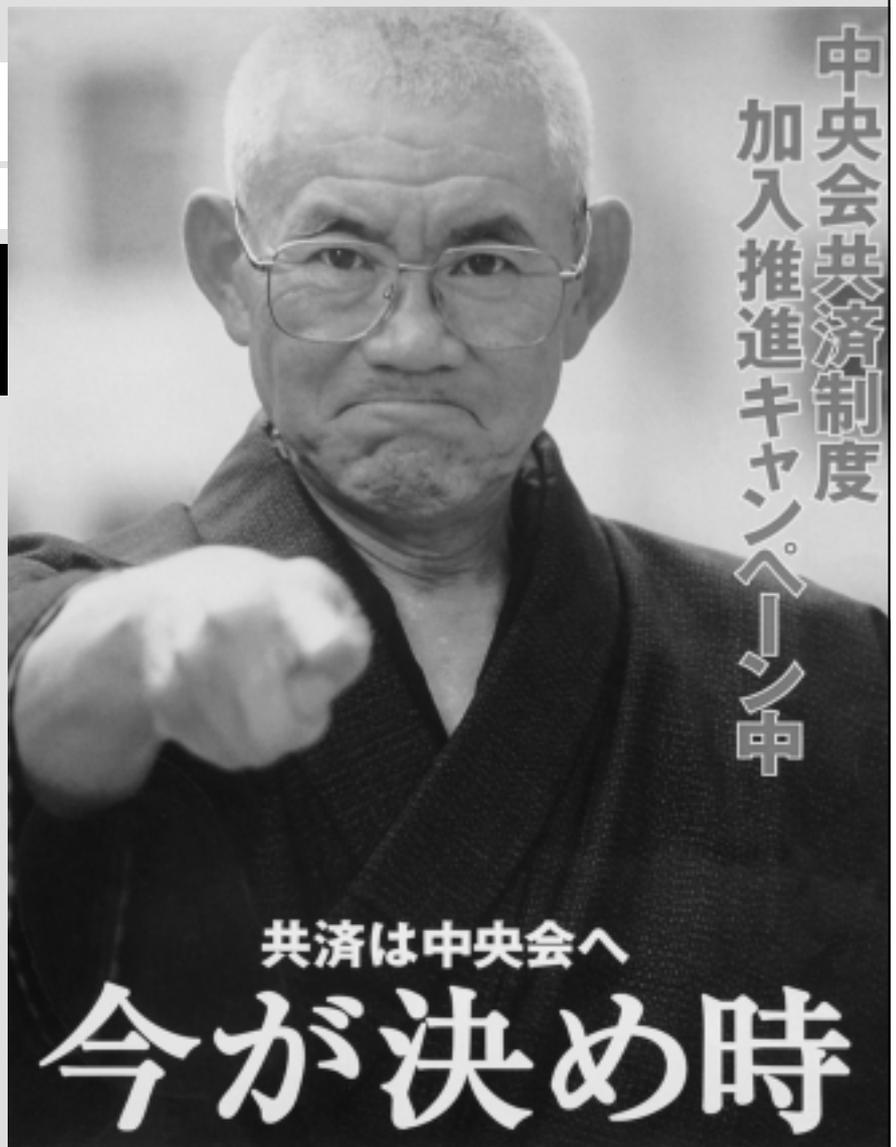
年金共済

(拠出型企業年金保険)

安定した老後生活資金が準備できます(個人年金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を



中央会共済制度
加入推進キャンペーン中

共済は中央会へ

今が決め時

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073 - 433 - 3806 FAX 073 - 431 - 5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災
総合火災共済 上記 ~ 及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議 水ぬれ 盗難 水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車種に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円~300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金 (1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
"	2t超 27,000円

問合先 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

労災認定を待たずに保険金をお支払い！
従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
入院・通院保険金は1日目からお支払い！
特約により地震などの天災を補償！
建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新経営安心部長 

お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
入院医療保険金特約にかぎります。
医師の診査は不要。各人の告知も不要！
被保険者数が5名以上の場合に限りです。
記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

21世紀
建保 

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
健保の3割自己負担分をお支払いします！
差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
入退院時の交通費をお支払いします！
ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

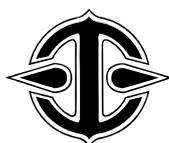
 富士火災海上保険株式会社

本社 東京本社
〒542-8567 〒104-8122
大阪市中央区南船場1-18-11 東京都中央区銀座2-12-18
TEL.06-6271-2741 (大代表) TEL.03-3542-3911 (大代表)
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

相談窓口のご案内
0120-228-386
24時間受付
0120-220-557
24時間365日 事故受付相談サービス



早春の梅と桜（那智勝浦町）



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp